

第 103 号 議 案

敦賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

敦賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市条例第 号

敦賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知とともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならぬ。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えると

ともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する

利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特

定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(8) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当

たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（平成24年福井県条例第73号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年福井県条例第51号）

- (3) 幼保連携型認定こども園 福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例（平成26年福井県条例第52号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第26号）
(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)
(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出する。

第 104 号 議 案

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年敦賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（週休日の振替等）</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の<u>勤務時間のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間）</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>半日勤務時間</u>を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>（週休日の振替等）</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の<u>勤務時間のうち4時間</u>を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>4時間の勤務時間</u>を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の柔軟な働き方を実現するための措置として、週休日の振替等の見直しを行いたいので、この案を提出する。

第 105 号 議 案

敦賀市黒河農村ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の
一部改正の件

敦賀市黒河農村ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市黒河農村ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市黒河農村ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成12年敦賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定</u> <u>により、会館の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、会館の管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあっては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の基準)</u></p> <p><u>第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち、設置目的を最も効果的に達成することができ</u></p>

ると認めるものを、議会の議決を経て
指定管理者として指定するものとする

(1) 市民の平等な利用を確保すること
ができるものであること。

(2) 会館の効用を最大限に發揮すると
ともに管理の経費の縮減が図られる
ものであること。

(3) 会館の管理を安定して行う能力を
有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会館
の管理を効果的かつ効率的に行うた
めに必要なものとして規則で定める
基準

(指定の公示等)

第6条 市長は、前条の規定により指定
管理者を指定したときは、その旨を公
示しなければならない。地方自治法第
244条の2第11項の規定により指
定を取り消し、又は管理の業務の全部
若しくは一部の停止を命じたときも同
様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる
事務所の所在地を変更しようとする
ときは、変更しようとする日の2週間前
までに、その旨を市長に届け出なけれ
ばならない。

3 市長は、前項の規定による届出があ
ったときは、その旨を公示しなければ
ならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う会館の管理の

業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務を行うこと。

(2) 利用料金（第17条第1項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務を行うこと。

(3) 会館の維持管理に関する業務を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理に関し市長が必要と認める業務を行うこと。

(指定管理者の原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくは会館の業務に従事している者又はこれらのものであった者は、会館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期

<p>(開館時間)</p>	<p><u>間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</u></p>
<p><u>第4条 会館の開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p><u>第10条 会館の開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。</u></p>
<p>(休館日)</p> <p><u>第5条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる</u></p> <p>○</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第11条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。</u></p>
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第6条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするととも、同様とする。</u></p> <p>2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付すことができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p><u>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可し</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の休館日を変更することができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第12条 会館を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするととも、同様とする。</u></p> <p>2 指定管理者は、会館の利用を許可する際に会館の管理上必要な限度において条件を付すことができる。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p><u>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用</u></p>

<p>ない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が不適当であると認めるとき。</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が不適当であると認めるとき。</p>
<p>(目的外<u>使用</u>、権利譲渡等の禁止)</p>	<p>(目的外<u>利用</u>、権利譲渡等の禁止)</p>
<p><u>第8条 第6条第1項の許可</u>（以下「<u>使用許可</u>」という。）を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、許可を受けた目的以外に会館を<u>使用</u>し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	<p><u>第14条 第12条第1項の許可</u>を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）は、許可を受けた目的以外に会館を<u>利用</u>し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>
<p>（施設等の損傷又は滅失の届出）</p>	<p>（施設等の損傷又は滅失の届出）</p>
<p><u>第9条</u> 施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を<u>市長</u>に届け出て、その指示に従わなければならない。</p>	<p><u>第15条</u> 施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を<u>指定管理者</u>に届け出て、その指示に従わなければならない。</p>
<p>（<u>使用許可</u>の取消し等）</p>	<p>（<u>利用許可</u>の取消し等）</p>
<p><u>第10条</u> <u>市長</u>は、<u>使用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用許可</u>を取り消し、又は<u>使用</u>を中止させ、若しくは<u>使用</u>の条件を変更することができる。</p>	<p><u>第16条</u> <u>指定管理者</u>は、<u>利用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第12条第1項の許可</u>（以下「<u>利用許可</u>」という。）を取り消し、又は<u>利用</u>を中止させ、若しくは<u>利用</u>の条件を変更することができる。</p>
<p>(1) <u>使用許可</u>の申請に虚偽の事実があったとき。</p>	<p>(1) <u>利用許可</u>の申請に虚偽の事実があったとき。</p>
<p>(2) <u>第7条各号のいずれか</u>に該当するものと認めたとき。</p>	<p>(2) <u>第13条の規定</u>に該当するものと認めたとき。</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>2 前項の規定により<u>使用許可</u>を取り消し、又は<u>使用</u>を中止させ、若しくは<u>使用条件</u>を変更した場合において、<u>使用</u></p>	<p>2 前項の規定により<u>利用許可</u>を取り消し、又は<u>利用</u>を中止させ、若しくは<u>利用条件</u>を変更した場合において、<u>利用</u></p>

者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、後納させることができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、公用又は公共の用のために会館を使用する場合で特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により会館を使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰することができない事由により施設を使用することができな

者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

第17条 利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならぬ。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

(利用料金の免除)

第18条 指定管理者は、公用又は公共の用のために会館を利用する場合で特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により会館を利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により施設を利用することができな

<p>くなったとき。 (特別な設備等の許可)</p> <p><u>第14条</u> <u>使用者</u>は、会館の<u>使用</u>に当たって特別な設備器具を設置し、<u>又は</u>施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定により<u>生じる経費は使用者の負担とする。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第15条</u> <u>使用者</u>は、会館の<u>使用</u>を終了したとき、<u>第10条第1項</u>の規定により<u>使用許可</u>を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、<u>職員</u>の点検を受けなければならぬ。</p> <p>2 <u>使用者</u>が前項の規定による義務を履行しないときは、<u>市長</u>が<u>使用者</u>に代わってこれを執行し、その要した費用を<u>使用者</u>から徴収する。</p> <p>(入館の制限及び退去)</p> <p><u>第16条</u> <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入館を禁止し、又は会館から退去させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>くなったとき。 (特別な設備等の許可)</p> <p><u>第20条</u> <u>利用者</u>は、会館の<u>利用</u>に当たって特別な設備器具を設置し、施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により<u>利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第21条</u> <u>利用者</u>は、会館の<u>利用</u>を終了したとき、<u>第16条第1項</u>の規定により<u>利用許可</u>を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、<u>指定管理者</u>の点検を受けなければならない。</p> <p>2 <u>利用者</u>が前項の規定による義務を履行しないときは、<u>市</u>が<u>利用者</u>に代わってこれを執行し、その要した費用を<u>利用者</u>から徴収する。</p> <p>(入館の制限及び退去)</p> <p><u>第22条</u> <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入館を禁止し、又は会館から退去させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(損害賠償)</p>
---	--

第17条 使用者は、故意又は過失により施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 (略)

別表 (第11条関係)

1 基本使用料

区分	使用時間 午前8時 30分～ 12時	午後12時 ～17時	夜間17時～21時
(略)	(略)	(略)	(略)

2 使用料の加算

- (1) 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、当該基本使用料の5割の額を加算する。
- (2) 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、当該基本使用料の3割の額を加算する。
- (3) 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、当該基本使用料の3割の額を加算する。

第23条 利用者は、故意又は過失により施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第24条 (略)

別表 (第17条関係)

1 基本利用料金

区分	利用時間 午前8時 30分～ 12時	午後12時 ～17時	夜間17時～21時
(略)	(略)	(略)	(略)

2 利用料金の加算

- (1) 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金は、当該基本利用料金の5割の額を加算する。
- (2) 市外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、当該基本利用料金の3割の額を加算する。
- (3) 冷房又は暖房を利用する場合の利用料金は、当該基本利用料金の3割の額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前

の敦賀市黒河農村ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の敦賀市黒河農村ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）中これに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正後の条例の使用料に関する規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

敦賀市黒河農村ふれあい会館について、指定管理者による管理を廃止し、市が管理を実施するため、この案を提出する。

第 106 号 議 案

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部改正の件

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例（昭和43年敦賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名称	位置	種類	定員	名称	位置	種類	定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〃中郷 保育園	敦賀市 <u>岡山町</u> <u>1151番地</u>	〃	150名	〃中郷 保育園	敦賀市 <u>道ノ口</u> <u>24号2番地の1</u>	〃	150名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山町の町界町名地番整理による地番変更に伴い、敦賀市立中郷保育園の位置の表記を変更したいので、この案を提出する。

第 107 号 議 案

敦賀市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

敦賀市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成27年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよ
うに改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
中郷児童クラブ	敦賀市 <u>岡山町1151番地</u>	中郷児童クラブ	敦賀市 <u>道口24号2番地の1</u> <u>（岡山町2丁目）</u>
（略）	（略）	（略）	（略）
第3栗野児童クラブ	敦賀市 <u>萩野町1301番地</u>	第3栗野児童クラブ	敦賀市 <u>筋生野87号6番地</u> <u>の7（萩野町）</u>
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山町等の町界町名地番整理による地番変更に伴い、中郷児童クラブ及び第3栗野児童クラブの位置の表記を変更したいので、この案を提出する。

第 108 号 議 案

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正の件

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよ
うに改正する。

改正後	改正前
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は 、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の1</u> <u>0第1項各号</u>に掲げる行為その他当該 利用乳幼児の心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は 、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の1</u> <u>0各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳 幼児の心身に有害な影響を与える行為 をしてはならない。</p>
<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定 にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる</u> <u>健康診断又は健康診査（母子保健法（</u> <u>昭和40年法律第141号）第12条</u> <u>又は第13条に規定する健康診査をい</u> <u>う。同表において同じ。）（以下この</u> <u>項において「健康診断等」という。）</u> <u>が行われた場合であって、当該健康診</u> <u>断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健</u> <u>康診断の全部又は一部に相当すると認</u> <u>められるときは、同欄に掲げる健康診</u></p>	<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定 にかかわらず、<u>児童相談所等における</u> <u>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という</u> <u>。）の利用開始前の健康診断が行われ</u> <u>た場合であって、当該健康診断が利用</u> <u>乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u> <u>の全部又は一部に相当すると認められ</u> <u>るときは、利用開始時の健康診断の全</u> <u>部又は一部を行わないことができる。</u> <u>この場合において、家庭的保育事業者</u> <u>等は、児童相談所等における乳幼児の</u></p>

<p><u>断の全部又は一部を行わないことがある。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p><u>利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
<p><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p>
<p><u>乳幼児に対する健康診査</u></p>	<p><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 109 号 議 案

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号</u>及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保</p>

<p>いう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 110 号 議 案

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正の件

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 111 号 議 案

敦賀市立学校設置条例の一部改正の件

敦賀市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市立学校設置条例の一部を改正する条例

敦賀市立学校設置条例（昭和46年敦賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
敦賀市立中郷 小学校	敦賀市 <u>岡山町2162番地</u>	敦賀市立中郷 小学校	敦賀市 <u>津内38号1番地の2</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山町の町界町名地番整理による地番変更に伴い、敦賀市立中郷小学校の位置の表記を変更したいので、この案を提出する。

第 112 号 議 案

敦賀市水道事業給水条例の一部改正の件

敦賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

敦賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

敦賀市水道事業給水条例（昭和38年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給水区域）</p> <p>第2条 敦賀市水道事業の給水区域は、次の区域とする。</p> <p>金ヶ崎町、港町、栄新町、曙町、天筒町、桜町、蓬莱町、元町、相生町、神楽町1丁目、神楽町2丁目、角鹿町、舞崎町、舞崎町2丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、本町1丁目、本町2丁目、白銀町、鉄輪町1丁目、鉄輪町2丁目、東洋町、布田町、木ノ芽町、若泉町、津内町1丁目、津内町2丁目、津内町3丁目、川崎町、松栄町、結城町、三島町1丁目、三島町2丁目、三島町3丁目、開町、昭和町1丁目、昭和町2丁目、吳竹町1丁目、吳竹町2丁目、中央町1丁目、中央町2丁目、松島町、松島町2丁目、鎌物師町、新松島町、松原町、松葉町、櫛川、櫛川町2丁目、永大町、原、木崎、平和町、吳羽町、沓見、二村、名子、繩間、常宮、沓、手、色浜、浦底、立石</p>	<p>（給水区域）</p> <p>第2条 敦賀市水道事業の給水区域は、次の区域とする。</p> <p>金ヶ崎町、港町、栄新町、曙町、天筒町、桜町、蓬莱町、元町、相生町、神楽町1丁目、神楽町2丁目、角鹿町、舞崎町、舞崎町2丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、本町1丁目、本町2丁目、白銀町、鉄輪町1丁目、鉄輪町2丁目、東洋町、布田町、木ノ芽町、若泉町、津内町1丁目、津内町2丁目、津内町3丁目、川崎町、松栄町、結城町、三島町1丁目、三島町2丁目、三島町3丁目、開町、昭和町1丁目、昭和町2丁目、吳竹町1丁目、吳竹町2丁目、中央町1丁目、中央町2丁目、松島町、松島町2丁目、鎌物師町、新松島町、松原町、松葉町、櫛川、櫛川町2丁目、永大町、原、木崎、平和町、吳羽町、沓見、二村、名子、繩間、常宮、沓、手、色浜、浦底、立石</p>

<p>、白木1丁目、鞠山、田結、赤崎、江良、五幡、挙野、阿曾、杉津、横浜、大比田、元比田、余座、大蔵、中、井川、高野、谷、谷口、川北、深山寺、樺曲、越坂、瀬河内、田尻、葉原、新保、河原町、藤ヶ丘町、泉ヶ丘町、長沢、<u>岡山町</u>、古田刈、堂、山泉、道ノ口、衣掛町、坂ノ下、吉河、鳩原、小河口、小河、市橋、疋田、追分、深坂、駄口、奥野、曾々木、麻生口、奥麻生、新道、刀根、杉箸、野神、新和町1丁目、新和町2丁目、和久野、市野々町1丁目、市野々町2丁目、若葉町1丁目、若葉町2丁目、若葉町3丁目、櫛林、勘生野、萩野町、沢、桜ヶ丘町、ひばりヶ丘町、金山、関、野坂、長谷、砂流、御名、公文名、みどりヶ丘町、山</p>	<p>、白木1丁目、鞠山、田結、赤崎、江良、五幡、挙野、阿曾、杉津、横浜、大比田、元比田、余座、大蔵、中、井川、高野、谷、谷口、川北、深山寺、樺曲、越坂、瀬河内、田尻、葉原、新保、河原町、藤ヶ丘町、泉ヶ丘町、長沢、<u>岡山町1丁目</u>、<u>岡山町2丁目</u>、古田刈、堂、山泉、道ノ口、衣掛町、坂ノ下、吉河、鳩原、小河口、小河、市橋、疋田、追分、深坂、駄口、奥野、曾々木、麻生口、奥麻生、新道、刀根、杉箸、野神、新和町1丁目、新和町2丁目、和久野、市野々町1丁目、市野々町2丁目、若葉町1丁目、若葉町2丁目、若葉町3丁目、櫛林、勘生野、萩野町、沢、桜ヶ丘町、ひばりヶ丘町、金山、関、野坂、長谷、砂流、御名、公文名、みどりヶ丘町、山</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山町の町界町名地番整理による地番変更に伴い、給水区域の表記を変更したいので、この案を提出する。

第 113 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市立やまびこ園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

敦賀市立やまびこ園

2 指定管理者となる団体

福井県敦賀市長谷47号21番

社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団

理事長 上坂義明

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

敦賀市長 米澤光治

提案理由

敦賀市立やまびこ園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

第 114 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市きらめきスタジアムの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

敦賀市きらめきスタジアム

2 指定管理者となる団体

福井県敦賀市相生町12番15号

敦賀市ソフトボール協会

会長 中 村 三 郎

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀市きらめきスタジアムの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

第 115 号 議 案

新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約変更の件

新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約を次のとおり変更して
契約を締結する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

1 契約の目的 新清掃センター整備・運営事業建設工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の内容 契約の金額

変更前 金 14,023,366,610 円

変更後 金 14,569,315,283 円

4 契約の相手方 カナデビア E & E ・ カナデビア・飛島特定建設工事共
同企業体

代表者 大阪府大阪市港区弁天一丁目 2 番 1 号
カナデビア E & E 株式会社

代表取締役 佐藤英夫

構成員 愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目 24 番 3
0 号

カナデビア株式会社 中部支社
支社長 朝枝政利

構成員 福井県福井市宝永4丁目9番13号

飛島建設株式会社 北陸支店

支店長 川村尚義

5 変更理由 地中障害物の掘削工法の変更及び新清掃センター整備

・運営事業建設工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の適用による増額

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第 116 号 議 案

敦賀市立やまびこ園大規模改修等建築工事請負契約の件

敦賀市立やまびこ園大規模改修等建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

- 1 契約の目的 敦賀市立やまびこ園大規模改修等建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 394,900,000 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市観音町 12 番 1
株式会社塩浜工業
代表取締役 塩浜都広

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

第 117 号 議 案

公立大学法人敦賀市立看護大学定款の一部を変更する件

公立大学法人敦賀市立看護大学定款の一部を変更するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 1 日 提出

敦賀市長 米澤光治

提案理由

地方独立行政法人法の改正に伴い、公立大学法人について、年度計画に関する規定の適用が除外されたことから、公立大学法人敦賀市立看護大学定款の一部を変更するため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

公立大学法人敦賀市立看護大学定款（平成26年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう改定する。

改正後	改正前
<p>(議決事項)</p> <p>第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対して述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対して述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）及び<u>年度計画</u>（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>
<p>(審議事項)</p> <p>第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対して述べる意見及び<u>年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>
<p>(審議事項)</p> <p>第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対して述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関すること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に対して述べる意見及び<u>年度計画</u>に関する事項のうち、大学の教育研究に関すること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p>

附 則

変更後の定款は、地方独立行政法人法第8条第2項の規定による福井県知事の認可の日から施行する。